

小野町一般廃棄物最終処分場に関する公害防止協定に対する決議

株式会社ウィズウェイストジャパンが小野町に設置する一般廃棄物最終処分場小野ウェイトパークについては、令和元年8月16日、処分場の埋立容量の増量等に関する一般廃棄物処理施設変更許可申請がなされた。

同処分場は、本市の主要な水道水源である夏井川の上流域に位置することから、本市議会は、水質の安全性に関する市民感情を重く受け止め、これまで、累次にわたり、埋立容量の変更を容認しない旨の意見書等を可決してきた。

また、令和3年12月定例会においては、事業者が変更許可申請を撤回すること並びに福島県、小野町等が許可または同意しないことを強く求める決議を行ったところである。

このような中、去る7月15日、福島県において当該申請が許可となったことは、極めて遺憾である。

これまで、同処分場に関しては、小野町、本市及び事業者の3者で締結した公害防止協定書に基づき監視等が行われてきたが、この度、協定に新たに福島県が加わり4者により、8月31日、処分場に係る公害等の未然防止、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を目的に、「小野町一般廃棄物最終処分場の建設及び管理運営に関する公害防止協定書」の改定締結を行った。

このことは、処分場の監視体制を強化し、安全を図ることに繋がるものであり、公害防止協定書に定められた内容を実行し、効果を発揮することが重要である。

よって、本市議会は、今後も将来にわたり、夏井川の水質及び地域住民の生活環境の保全を図り、もって市民生活の安全及び安心を確保するため、次の事項を強く求める。

- 1 株式会社ウィズウェイストジャパンは、公害防止協定書に基づく同処分場の管理運営等を確実に実施し、夏井川の水質等、環境への悪影響が生じることのないよう万全を期すること。
- 2 同社に前項を遵守させるため、福島県及び小野町は、当該協定書に基づく監視、指導等を厳格に実施すること。

以上、決議する。

令和4年9月15日

いわき市議会議長 大 峯 英 之